

## 第17回 契約監視委員会 一議事概要一

### 1. 開催日時

令和6年6月12日（水） 13:30～16:00

### 2. 開催場所（方法）

WEB 会議による審議

### 3. 出席者

（委員会委員） 青山伸一委員長、民井淳委員長代理、鈴木洋子委員、鈴木敏之委員、  
金田一喜代美委員

（QST 参考人） 財務部契約課 服部課長、小川事務統括、奥山事務統括

那珂フュージョン科学技術研究所 管理部契約課 郡司課長

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所 管理部経理・契約課 川端課長 他

（事務局） 監事室 若旅室長、小畑主査

### 4. 議 題

#### (1) 令和5年度における事後点検について

① 令和5年度下半期における随意契約の状況について

② 令和5年度下半期における一者応札・応募の状況について

③ 令和5年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

④ 令和5年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

#### (2) 令和6年度調達等合理化計画の点検について

#### (3) その他

### 配布資料

資料 1 第16回契約監視委員会 一議事概要一

資料 2-1 令和5年度量子科学技術研究開発機構 下半期契約データ

2-2 令和5年度量子科学技術研究開発機構 年間契約データ

資料 3-1 令和5年度下半期の競争性のない随意契約総括表

3-2 令和5年度下半期の競争性のない随意契約一覧

参考資料 随意契約による調達が可能になる事例を示した規程類（抜粋）

資料 4-1 令和5年度下半期契約（一者応札・応募）の状況

4-2 令和5年度下半期（一者応札・応募）の状況一覧

資料 5-1 令和5年度下半期のサンプリング事後点検について

5-2 令和5年度下半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検

5-3 令和5年度下半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検

資料 6 令和5年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画【自己評価】（案）

資料 7 令和6年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画（案）

## 5. 議事概要

### (1) 令和5年度における事後点検について

#### ①令和5年度下半期における随意契約の状況について

QST 参考人から資料 2-1、資料 2-2、資料 3-1 及び資料 3-2 に基づき、令和5年度下半期における随意契約の状況とともに、過去5年の件数、金額について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

委員から随意契約の令和4年度と令和5年度の件数並びに金額の状況についての確認があり、QST 参考人から過去5年間では増加の傾向となっているが、令和4年度と令和5年度の対比では、件数並びに金額とも減少しているとの説明があった。

#### ②令和5年度下半期における一者応札・応募の状況について

QST 参考人から資料 2-1、資料 2-2、資料 4-1 及び資料 4-2 に基づき、令和5年度下半期における一者応札・応募の状況とともに、過去5年の件数、金額について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

委員から高崎地区において一者応札が令和4年度下半期に比して増加したことの要因について質問があり、QST 参考人から高崎地区においても入札期間の確保などの取り組みは行っているが、装置の専門性などから令和4年度に比して増加の傾向があるとの説明があった。

委員から令和5年度下半期だけ見ると件数、金額の比率は下がっているところが多いが、千葉地区は金額の比率が顕著に上がっている理由と一者応札になる要因について、前回の委員会では令和5年度上半期は繁忙期の中での人員確保が難しいとの説明があったが、下半期の状況としても依然変わっていないのかとの質問があり、QST 参考人から千葉地区については件数としては減少したが、高額な案件が一者応札になったことが要因で金額の割合が増加していること、繁忙期の中での技術や製品の専門性から人員確保が難しい状況は、令和5年度上半期ほどではないが令和5年度下半期も傾向としては変わらない状況との説明があった。

委員から資料 4-1 に関して、一者応札の際のヒアリングの実施状況が地区によって差があり、特に那珂地区においては実施していないことの財務部としての見解について質問があり、QST 参考人からヒアリングは一者応札の要因分析等に寄与するものと考えており地区ごとの差を含め今後改善を図りたいとの説明があった。

#### ③令和5年度下半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

事務局から資料 5-1 及び資料 5-2 に基づき、令和5年10月から令和6年3月の契約事案の審査対象リストから各委員が抽出した6件について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

6件の事後点検について、委員から出された主な意見は以下のとおり。

#### (ア) 競争性のない随意契約事後点検 (1)

##### 「JT-60 実験準備棟他耐震改修工事」(那珂地区)

委員から本件建屋改修工事は必ずしも特殊な技術を必要とされないため理由を確認するうえでサンプリングしたことから、競争性のない随意契約に至った経緯と再発防止策について質問があり、QST 参考人から一般競争入札を行ったが建設資材高騰などから入札不調に至ってしまったこと、那珂研における国際約束などから工事期間の制約があったことなどを鑑みて随意契約に至ったこと、また、契約審査委員会による審査前に随意契約公告の申込を実施してしまったことなどの経緯について説明があり、今後は是正すべき点もあることから、予算の早期執行の周知徹底に

加え、市場価格を踏まえた予定価格算出に向けた検討、並びに、契約審査委員会で随意契約が承認されない場合を考慮し一般競争入札に要する期間等を考慮した余裕のある付議の周知を実施した旨説明があった後、委員から課題等が見えたと思われるので今後の調達に留意するよう発言があった。

(イ) 一者応札・応募事後点検 (1)

「超伝導電磁石用極低温冷凍機の調達」(本部及び千葉地区)

委員から製品の仕様に排他性がないかという観点からサンプリングしたもので、特殊性について選定時に確認はされたかとの質問があり、QST 参考人から量子メス実証機の開発及び製作への導入を目指したもので、液体ヘリウムを使用しないこと、装置のランニングコストを下げて普及を目指すことをコンセプトとしたものであり、必要となる仕様については検討した結果であったこと、当該装置の製造メーカーの製品を取り扱う代理店による応札を期待したものの代理店の中でも特異な分野となり、12 台と数量が多く結果として納品出来ると判断した業者が一者になったとの説明があった。

委員から代理店が複数あれば競争は成り立つほか冷凍機メーカーはある程度存在すると思うが、仕様においてランニングコストが低いこと、インバーターを用いること等の点については特殊になっている可能性があるため、入札範囲を広げるべく努めていただく必要があるとの発言があった。

委員からサンプリング説明資料中に添付がある納入業者からの納入実績書には QST との過去の取引について触れられていないが資料 4-2 では 11 月に契約実績がある旨記載があるため、どちらの記載が正しいか、また 3 月の超伝導電磁石用極低温冷凍機の調達は 11 月の極低温冷凍機ヘッドの購入に追加して調達したものに当たるのか、その場合一者応札になった理由がサンプリング説明資料と資料 4-2 で記述している内容が異なっていないかについての質問があり、QST 参考人から納入業者へ適正な納入実績を提出するよう依頼はしているものの御指摘があったように漏れがあった場合でも QST として契約実績を確認したうえで手続きしていること、量子メス実証機の開発の上で必要になるタイミングが異なるため分割発注ではなく 11 月、3 月にそれぞれ別に購入しているとの説明があった。また一者応札の理由がサンプリング説明資料と資料 4-2 で記述内容が異なっていることについては、資料 4-2 の様式枠の関係からある程度定形文化されていることと、サンプリング抽出後により詳細に説明した資料となっており一者応札理由の根源はともに変わっていないとの説明があった。

引き続き委員から、冷凍機ヘッドの購入台数とこの調達品は他社製のため自社で扱っていないと資料 4-2 に記載されていることについて質問があり、QST 参考人から 11 月に冷凍機ヘッド 2 台、3 月は冷凍機ヘッド 12 台と冷媒圧縮機 12 台を調達しており 11 月の契約と比較すると購入台数は 6 倍になり、3 月の契約は冷媒圧縮機も同数必要であったとの説明があった。また、この調達品が当該社製の製品の選定が出来なかったことから委員の御指摘どおり他社は参入出来なかったとの説明があった。

委員から仕様書にメーカー名の記載はされているか、メーカーが限定されると他社の参入がしづらくなることから仕様書の書きぶりは機能を記載するか参考品または相当品などに変えることは難しいのかとの質問があり、QST 参考人からメーカー名の記載があること、今後量子メス実証機を普及させていく上で性能・コストを考慮すると記載の規格の製品であることが要件となっている、今回の契約は複数の代理店があると想定していたもので結果的に 1 者応札になったことについては今後改善すべきところは改善していきたいと説明があった。

委員から各委員からもコメントがあったので参考にして今後適切な契約手続きを引き続きお

願いたいとの意見があった。

(ウ) 一者応札・応募事後点検 (2)

「テストブランケット冷却システムの最終設計に向けた設計解析作業」(六ヶ所地区)

委員から当初の見積書金額から契約金額が半分程度になった経緯について質問があり、QST 参考人から予定価格を作成するうえで積算額と予算額を比較し予算額が安価であったため予算額を採用したこと、再度入札を経て3回目で落札した状況から1者応札ではあったものの競争が働いた結果との説明があった。

委員から本件サンプリングするに際しては六ヶ所研からの一者応札の理由として、難易度が高い業務であり応札意欲を示すものがなかったと思われる旨の記載が多かったこと、ITERなどのプロジェクト開発は段階を追って開発が進むため途中からの参入は難しいことも理解できるため、状況を把握するべく抽出を行ってきた旨説明があった。そのような中でも随意契約をせず一般入札にして、結果的に一者応札にはなったものの今回のように安価で調達できたことは評価出来るとの発言があった。

QST 参考人からプロジェクトのため成果を観ながら段階的に発注していくものがあるのも実情で、一般入札が厳しいこともあるが応札者が増えるようQSTにおける既往の設計等の検討結果を貸与品とするなど対応していること。随意契約理由もなく例えば三菱重工業でなければできないということも断定ができないため一般競争としているとの説明があった。

委員から六ヶ所研は核融合を行っている那珂研などと比較してもヒアリングも行っており一者応札の改善に努めている状況で評価できると考えている、その上から、三菱重工業はリストからは3~4件の契約実績がある関わり深い会社と想像するが、今回の本契約については本設計となっていることから予備設計の段階があったと思うが、それはどこで契約したかとの質問があり、QST 参考人からおそらく三菱重工業だったとの説明があった。委員から各委員からもコメントがあったので参考にして今後適切な契約手続きを引き続きお願いしたいとの意見があった。

(エ) 一者応札・応募事後点検 (3)

「冷却水供給施設更新工事に伴い発生する汚染土壌処分作業」(高崎地区)

委員から汚染土壌の処分は地域の状況にもよるが競争が可能だったのではないかと、2カ年連続の一者応札であることからサンプリングを行った経緯の説明のほか、許可証を有しているのか、12月以降から年度末にかけてという時期に至った点と運搬車両数の確保が難しかったことによる業者からの下見積の徴取とヒアリング実施の状況、今後継続が予定されるのであれば複数応札に向けた検討状況について質問があり、QST 参考人から業者からの下見積とヒアリングは要求部署が実施している状況で契約担当では特段行っていないこと、汚染土壌が発生する時期と補正予算の執行時期の制約などからこの時期の契約に至ってしまうことの説明があった。さらに委員から入札説明書を複数者が取りに来ていれば、ヒアリングをしていた可能性はあるのかとの質問があり、QST 参考人からヒアリングをした可能性はあるがヒアリングのルール化には至っていない現状の説明があった。委員から高崎研はヒアリング実施の状況が低いように見受けられることから今後検討いただきたいこと、過去4回くらい土壌に限らずの煤塵、電気炉処分などの産業廃棄物関係について同一業者と契約しているが過去には他の処分業者が受注した例はあるかとの質問があり、QST 参考人から改めて状況を確認しお伝えするとの説明があった。委員から各委員からもコメントがあったので参考にして今後適切な契約手続きを引き続きお願いしたいとの意見があった。

(オ) 一者応札・応募事後点検 (4)

「次世代放射光施設のアンジュレータ光源利用のための加速器調整業務」(関西地区)

委員から関西研にて仙台の NanoTerasu 関係の事務を実施していることのほか令和 5 年度は一者応札が増加している背景等について説明があった。また本件契約先は過去に 2 件の契約実績を有しているが、そのことが本件契約の仕様書要件を満たす上で決定的な影響となっていたかの点、ヒアリング調査からは他の事業者も応札を検討していたとのことからスケジュールがタイトだったのではないかの点について質問があり、QST 参考人から過去の実績が無関係とは言えないが他の事業者からも見積が出されている状況から今回契約先以外では実施出来ないとは考えていないこと、スケジュールについては御指摘のとおりタイトであったが、入札公告期間は通常より長めに確保してきたとの説明があった。さらに委員からもう少しスケジュールに余裕があれば良かったのではとの質問があり、QST 参考人から令和 6 年 4 月の運転開始を目指しており最終調整が発生したことから実施したものとなるが可能な限りスケジュールは確保してきたとの説明があった。委員から各委員からもコメントがあったので参考にして今後適切な契約手続きを引き続きお願いしたいとの意見があった。

(カ) 一者応札・応募事後点検 (5)

「RI 廃棄物の引取り及び廃棄」(那珂地区)

委員から一者応札の中では金額が大きかったこと地元の事業者ではなかったことなどからサンプリングしたことの説明のほか、1 月 30 日から 3 月 28 日までの契約期間どおり履行が完了したのかについて質問があり、QST 参考人から契約期間内で完了しているとの説明があった。委員から事業者が提示した見積額をもって契約しているが金額の妥当性の確認方法について質問があり、QST 参考人から RI 廃棄物の廃棄事業を行っている事業者は現状、公益社団法人日本アイソトープ協会のみであることから、同協会の料金表を取寄せし、価格の妥当性を確認したうえで予定価格を積算しその範囲内で契約したとの説明があった。また委員から入札公告期間が 1 カ月もなく、法令に基づいているのか、例えば 1 月 15 日が公告期限で申込期限は 1 月 16 日、応札は 1 月 17 日となっていることから事実関係を教えてほしいとの質問があった。これについて QST 参考人から、今回の契約を受注できる事業者は日本アイソトープ協会のみであると考えが確たる証拠が得られないことから参加者確認公募の形態をとっていること、この契約形態は一般競争入札とは異なりマニュアルに基づいて事前確認公募の公告期間を 15 日間以上設けていること、今回は年末年始を挟んでいることから 22 日間公告としたこと、仮に公募公告期間中に国内外の事業者から入札参加が可能である旨の連絡があった場合には一般競争入札に切り替えて手続きを行うこと、今回の結果としては手を挙げる業者がなかったため日本アイソトープ協会と随意契約の手続きを行ったこと、についてそれぞれ説明があった。加えて今回の契約スケジュールについては、1 月 15 日まで公募公告を行ったこと、1 月 16 日を入札参加可能業者が意思表示を行う期限としたこと、そして意思表示が無かった場合は翌 1 月 17 日を同協会に対して随意契約の申し入れをする日に設定していることについても説明があった。さらに委員から今後も同様の案件については事前確認公募を採るのか随意契約とするのか注視しなくてはならないと感じたとの発言があった。一方委員から自身の職場でも放射線を扱っており廃棄は日本アイソトープ協会にお願いするしかなく見積を取る場合でも金額は分かっているというのが実情であり、QST 参考人から説明いただいたとおりとの発言があったほか、価格交渉はできることになっているものの本件は国の認可を受けた価格設定ということから交渉には応じてもらえない状況との説明があった。

本件に関連し QST 参考人から資料 4-2 の一者応札一覧に参加者確認公募をしていない件については過去の経緯から不落随契も含めて掲載していなかったが、今後は掲載することも可能なため、御意見がないようであれば今後掲載に含めるとの説明があり、委員から今回結論は保留とし次回

に向けて検討されてはどうかとの発言があった。委員から参加者確認公募と不落随契を掲載すると他の資料に掲載している金額が大きく変わることは問題にならないのかとの質問があり、QST 参考人から資料 2 については不落随契と参加者確認公募の分も含まれているところ資料 4 の一覧には含まれていない状況から全体の金額件数などに影響するものではないとの説明があった。

④令和 5 年度調達等合理化計画の自己評価の点検について

QST 参考人から、資料 6 に基づき説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(2) 令和 6 年度調達等合理化計画の点検について

QST 参考人から、資料 7 に基づき説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(3) その他

QST 参考人から業務の集約化の取組みにより 7 月から高崎地区、関西地区の契約についても本部で契約業務を行うことになるが、一者応札抽出の取組はこれまでと変わらず各地区から抽出いただき説明は本部契約課から実施することになるとの説明があった。

事務局から次回第 18 回契約監視委員会は 11～12 月頃に開催し、令和 6 年度上半期契約の事後点検、令和 6 年度調達等合理化計画の自己評価の点検を議題としたい旨の説明があった。

以 上